平成２６年（フ）第５１６３号
東京都墨田区墨田３丁目19―12―202
債務者　今村　美和
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６４号
東京都江戸川区江戸川４丁目20―10―201
債務者　中島　厚子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１６９号
千葉県千葉市若葉区原町909―５―212
債務者　五十嵐　力
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７１号
東京都大田区北嶺町48―13―203
債務者　樋口　達也
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７２号
東京都練馬区関町南４丁目21―22―201
債務者　増山　大樹
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７６号
東京都西東京市栄町３丁目１―７―206
債務者　松本　令子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７９号
東京都町田市相原町3190　都営武蔵岡８―809
債務者　東　　保
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８０号
東京都八王子市上柚木３―16―２―1002、住民票上の住所東京都八王子市戸吹町136―６
債務者　出井　友樹
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８３号
東京都豊島区上池袋４丁目45―１―103
債務者　渡　　克也
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８４号
東京都墨田区向島３丁目46―14―612
債務者　直井　　康
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８６号
東京都板橋区坂下１丁目１―５―502
債務者　藤田　尚吾
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０４号
東京都練馬区桜台５丁目44―３―201
債務者　豊田　　香
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０５号
東京都足立区新田３丁目36―11―208
債務者　橋本　幸代
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０６号
東京都板橋区上板橋１丁目13―13　ラ・エスポワール上板橋Ｂ―103
債務者　尾形喜久夫
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０７号
東京都板橋区大谷口北町80―１　レオネクストポラリスⅠ301
債務者　松原　仙佳
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部